

デジタル簡易無線のデータ伝送における
周波数の有効利用に資するための調査検討会設置要綱（案）

1 名 称

この調査検討会は、「デジタル簡易無線のデータ伝送における周波数の有効利用に資するための調査検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

2 目 的

本調査検討会は、デジタル無線に関わる多様化するデータ伝送ニーズの検討、デジタル簡易無線のデータ伝送に係る性能・能力の検証や、エコタウンモデルを念頭に置いたフィールド試験、400MHz帯及び近い将来デジタル化が予想される150MHz帯のデータ伝送用周波数の効率的な割当方策等について調査検討を行うことにより、デジタル簡易無線の高度利用と普及促進に寄与するとともに、周波数の効率的な利用に資することを目的とする。

3 調査検討事項

本検討会は、デジタル簡易無線のデータ系通信の普及に向け、主に次の事項について調査検討を行う。

- (1) データ系通信を活用したエコタウンモデル
- (2) センシング及び静止画像伝送
- (3) 親局と屋内子局間や屋内外間での電波伝搬
- (4) 送信時間制御内での最大データ伝送量
- (5) データ系及び音声系通信の相互の干渉
- (6) 異なる無線機メーカー間の相互接続性
- (7) データ系通信に関する需要見込
- (8) 400MHz帯及び150MHz帯における周波数の効率的な割当て方策
- (9) 上記の検討に関連し、エコタウンの構築（環境センシング技術を最大限に活用した地球に優しい快適な住環境の実現）をテーマとする通信試験の実施等。

4 構 成 員

別紙のとおり、北陸総合通信局長の委嘱を受けた者により構成する。

5 運 営

- (1) 検討会には、座長及び副座長を置く。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は、構成員の中から副座長を指名する。
- (4) 検討会は、座長が招集し主宰する。
- (5) 副座長は座長を補佐し、座長不在の時は、座長に代わって検討会を招集し、主宰する。
- (6) 検討会は、検討を促進するため、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(7) 検討会は、検討の効率化を図るため、電子メールによる審議を行うことができる。

(8) 座長は、上記の他、本会の運営に必要な事項を定める。

6 報 告

座長は、検討会が終了したときは、その結果を平成22年3月31日までに北陸総合通信局長に報告する。

7 開催期間

平成21年5月25日から前項の報告をするまでの期間とする。

8 事務局

検討会の事務局は、北陸総合通信局無線通信部企画調整課及び外部請負者が行う。